

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月29日
【発行者の名称】	株式会社オプティ (OPTY CO.,LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪野 栄一
【本店の所在の場所】	三重県三重郡川越町大字高松133番地
【電話番号】	059-363-2512
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理部長 河野 真二
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オプティ https://opty.co.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期	第39期	第40期
決算年月		2024年2月	2025年2月	2026年2月
売上高	(千円)	1,684,281	1,894,175	2,001,730
経常利益	(千円)	42,311	27,001	101,228
当期純利益	(千円)	31,482	20,169	67,811
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
純資産額	(千円)	240,578	260,747	328,559
総資産額	(千円)	361,878	389,341	464,075
1株当たり純資産額	(円)	1,025.48	1,111.46	1,400.51
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	134.20	85.97	289.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	66.5	67.0	70.8
自己資本利益率	(%)	14.0	8.0	23.0
株価収益率	(倍)	—	13.8	4.1
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	43,829	23,824	117,645
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△7,296	△7,973	△2,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△23,290	△23,934	△23,251
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	177,783	169,699	261,639
従業員数	(名)	13	16	16

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 2024年3月27日にTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、第38期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であります。
7. 財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人による監査を受けております。
8. 2024年1月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は1986年9月に、現代表取締役社長の猪野栄一が横浜市南区にてTシャツのオリジナルプリントショップを開業し設立されました。その後、様々な環境ビジネスに取り組み、2011年11月に現在事業の主体である尿素水製造販売事業を開始しました。

当社の沿革は以下のとおりです。

年 月	沿 革
1986年9月	Tシャツのオリジナルプリントショップとして株式会社オプティを横浜市南区にて設立
1989年4月	株式会社ブリヂストン向けの販売促進用品の販売事業を開始
2003年9月	廃食用油の燃料研究を開始
2004年9月	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定 難燃剤入り廃発泡スチロールのリサイクル技術の開発および事業化
2005年2月	蒸留・熱分解油化装置の販売開始
2007年2月	特許取得 特許第3919785号 発泡ポリスチレンの減容化剤及び該減容化剤を使用する発泡ポリスチレンの回収方法
2008年5月	三重県三重郡川越町に三重研究所開設
2009年10月	特許取得 特許第4381475号 ハロゲン捕集添加剤
2011年11月	オリジナルブランド「エコツウライト」として尿素水製造販売事業を開始 自社での製造販売と代理店による製造販売
2013年3月	本社を三重県三重郡川越町に移転
2013年11月	特許取得 特許第5409948号 尿素水の製造方法、尿素水からトリウレットを除去する方法、及び、 水溶液からトリウレットを回収する方法
2014年6月	D P F 洗浄事業を開始
2016年5月	アドブルーライセンス取得 認証番号0003040
2017年9月	J I S マーク認証取得 認証番号JQ0417002 (有効期限：2017年9月21日～2023年9月20日迄)
2018年2月	インジェクタークリーナー・エンジンオイルの販売を開始
2024年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場

3 【事業の内容】

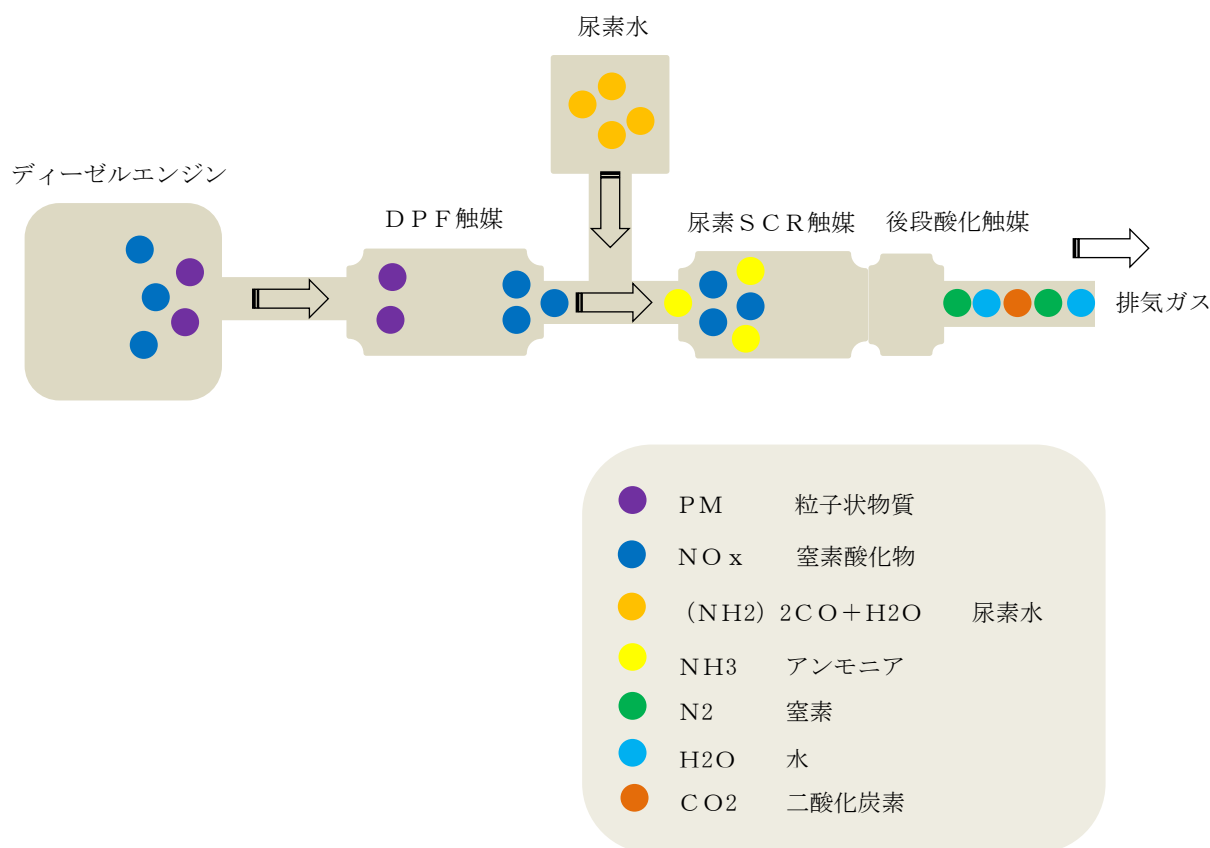
当社は、ディーゼル機関搭載車両に装着する選択還元式触媒コンバータシステム（SCRコンバータ）の作動に必要なNO_x還元剤AUS32、及び同様にディーゼル機関搭載船舶用のNO_x還元剤AUS40を、自社にて開発した製造装置にて製造し、その販売を行っております。

（AUS32とAUS40について）

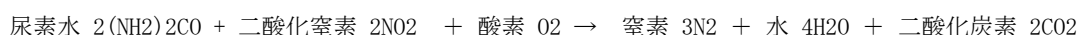
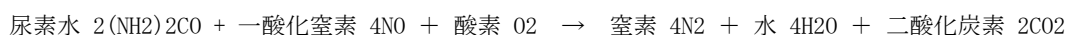
AUSとはAqueous Urea Solutionの略で尿素水溶液を意味し、AUS32は尿素濃度の質量分率32.5%（許容値31.8%～33.2%）の尿素水溶液で、その用途から凝固点が高い（氷点下11度）32.5%とされています。AUS40は尿素濃度の質量分率40%（許容値39%～41%）の尿素水溶液で、その用途から尿素が水に融解する質量を重視し40%とされています。

（NO_x還元の仕事）

高温下の排気ガスに噴射された尿素水が加水分解によりアンモニアを生成し、尿素SCR触媒上でNO_xと化学反応することで、窒素と水と二酸化炭素に還元される仕組みのことで、余剰なアンモニアは、後段酸化触媒上で酸化除去されます。



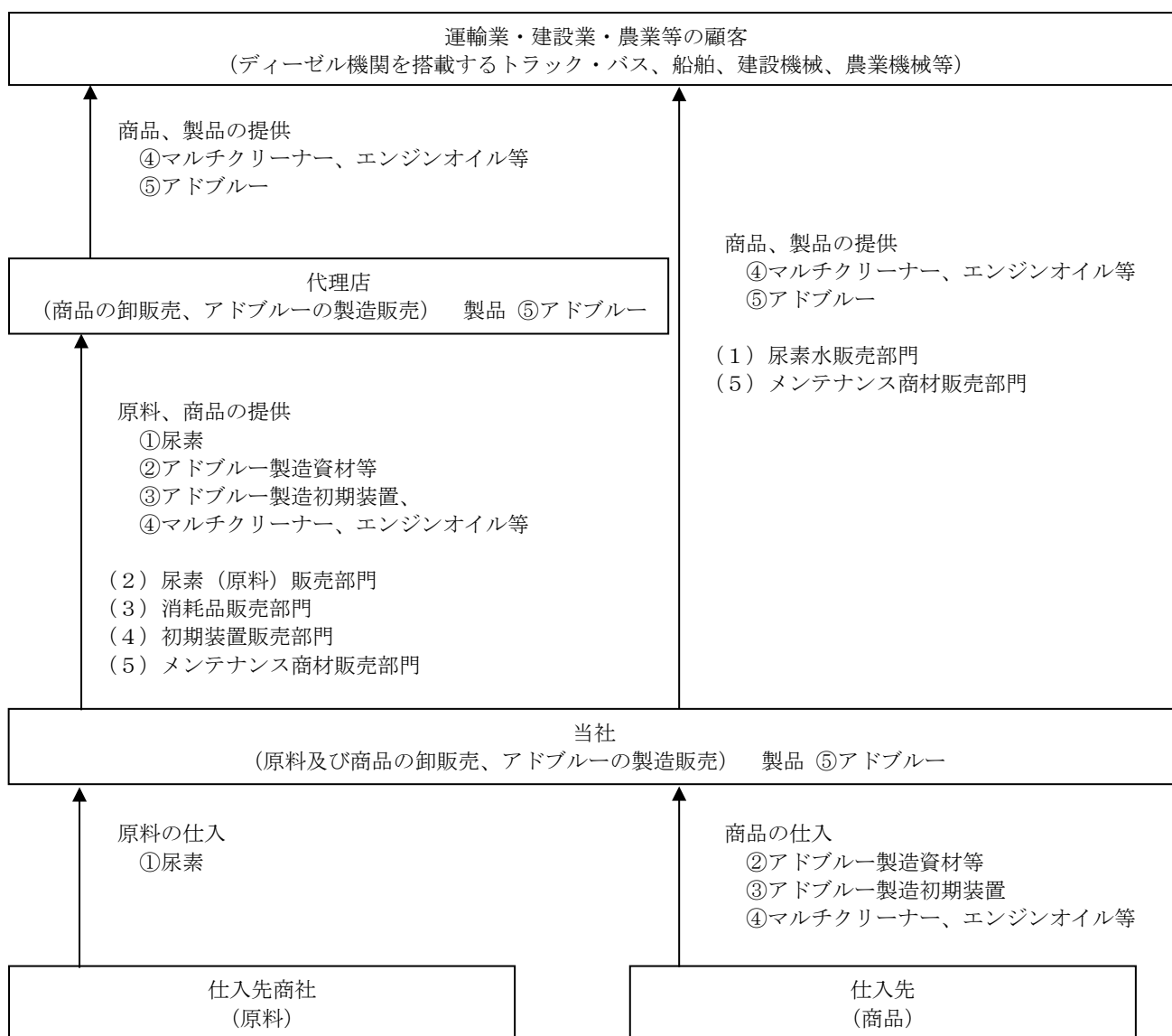
【化学反応の解説】



製造販売は、自社に限らず販売代理店契約を締結した代理店（2026年2月28日現在50社）にノウハウを提供し、代理店の拠点を含め36都道府県に展開しており、遠方のお客様のニーズにも対応できる体制を整えております。また、お客様の多様なニーズにお応えするために、ディーゼルエンジン、DPF触媒（メーカーにより呼称は異なり、DPR触媒・DPD触媒ともいう。）、尿素SCR触媒等に関する研究を行い、ディーゼル機関の性能を十分に発揮できるためのメンテナンス商材を開発し、お客様をトータルサポートできる、他に類を見ない、尿素水（NO_x還元剤AUS32・AUS40）製造販売企業として周辺事業を多角展開しております。

当社は、「尿素水関連事業」の単一セグメントではありますが、当社のビジネスモデルを構築する各事業部門について説明いたします。

(事業系統図)



(1) 尿素水販売部門

当社では、本社（三重県三重郡川越町）、福岡支店（福岡県久留米市）、山口支店（山口県防府市）の3拠点及び、和歌山工場（和歌山県東牟婁郡串本町）、福島工場（福島県西白河郡矢吹町）、高知工場（高知県高知市）、栃木工場（栃木県足利市）の製造外注先工場4拠点において、特殊フィルターを採用したオリジナルの尿素水製造装置にて、不純物を極限まで除去した高品質な尿素水（NO_x還元剤AUS32・NO_x還元剤AUS40）を製造し、近隣の企業を中心に販売を行っております。

NO_x還元剤AUS32の需要先は、ディーゼル機関を搭載するトラック・バスに加え、建設機械、農業機械と尿素SCRシステムの普及に伴い拡大しています。また、近年では、船舶用のNO_x還元剤AUS40の需要も増加傾向にあります。

日本国内においては、尿素水はアドブルー（※）と呼称され、需要の増加に伴い幅広く認知されています。当社が製造している尿素水は、ISOで定められた品質要件は勿論、更に品質を徹底的に追求した高品質尿素水であることから、オリジナルブランド「エコツアーライト」として販売をしております。しかしながら、アドブルーの認知度が高く販売力があることから、アドブルーライセンスを取得し、現在では「エコツアーライト」品質のアドブルーとして販売をしております。

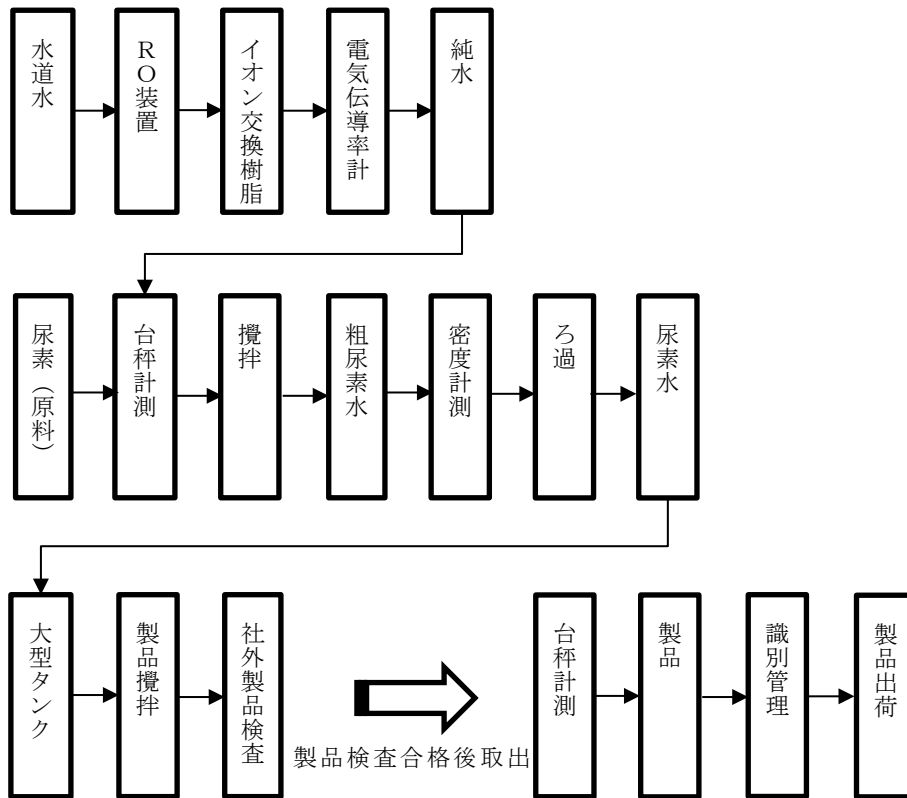
（※）アドブルーとは、ISOで定められた厳しい品質要件を満たした高品質尿素水であり、ドイツ自動車工業会（VDA）が所有する登録商標です。

当事業年度における尿素水販売部門の売上高は433,592千円であり、売上高の21.7%を占めております。また、当部門の売上総利益は133,929千円であり、売上総利益の40.5%を占めております。

【本社工場尿素水製造風景】

【本社工場尿素水専用大型タンク】

【尿素水の納品】



(2) 尿素（原料）販売部門

当社では、複数の商社からアドブルー用尿素として一定の基準を満たした尿素（原料）のうち、尿素水製造工程における特殊フィルターへの負荷を最小限に抑えるため、極力不純物の少ない尿素（原料）を厳選して、現在では国内品、中国産品、サウジアラビア産品、ベトナム産品を中心に仕入れております。この尿素（原料）は自社の尿素水製造工程に用いるほか、全国に点在する代理店に販売しております。月間取扱量は約1,100 t前後となるため、尿素（原料）の品質に加え、数量面と価格面における安定調達に重きを置いております。世界情勢が調達条件に与える影響に注視しつつ、商社との連携強化を促進しております。

当事業年度における尿素（原料）販売部門の売上高は1,250,699千円であり、売上高の62.5%を占めております。また、当部門の売上総利益は125,364千円であり、売上総利益の37.9%を占めております。

【尿素（原料）】



（3）消耗品販売部門

当社では、尿素水製造販売に必要なアドブルー仕様の機器材及び資材を一手に仕入れ、自社の尿素水製造工程に用いるほか、全国に点在する代理店に販売しております。価格、耐久性、効率性等を追求し、必要なものは妥協することなく仕入先と協議して形にしていこうと心掛けております。機器材に関しては、自社で開発又はテストを重ね有効性が認められたものを採用し、商品ラインナップに随時追加することで、代理店を含めた生産性の向上に貢献しております。資材に関しては、仕入先との取引条件を注視し、特に価格面でのメリットを追求できるよう情報収集を行っております。

当事業年度における消耗品販売部門の売上高は120,012千円であり、売上高の6.0%を占めております。また、当部門の売上総利益は22,352千円であり、売上総利益の6.8%を占めております。

【機器材、資材】



（4）初期装置販売部門

当社では、品質を徹底的に追求した高品質尿素水の製造販売を通じて社会に貢献していくビジョンに賛同していただける企業を対象に、販売代理店契約を締結のうえノウハウを提供し代理店として尿素水事業活動を行っていただいております。尿素水の製造販売を始めるにあたり、必要な初期装置一式を新規代理店及び既存代理店の新たな営業拠点に販売しております。また、検収にあたっては、装置の操作方法、製造及び販売の管理方法、販売手法も指導しております。これにより、新規代理店及び既存代理店の新たな営業拠点は当社と同様品質の尿素水製造が可能となり、当社及び既存代理店とも販売連携を可能としています。

当事業年度における初期装置販売部門の売上高は38,517千円であり、売上高の1.9%を占めております。また、当部門の売上総利益は14,357千円であり、売上総利益の4.3%を占めております。

【初期装置】



(5) メンテナンス商材販売部門

当社では、お客様の多様なニーズにお応えするために、ディーゼルエンジン及びDPF触媒に関する研究を行い、ディーゼル機関の性能を十分に発揮できるためのメンテナンス商材を開発し、自社及び代理店を通じて販売しております。主な商材は次のとおりです。

① DPF洗浄

DPFは排気ガス中の粒子状物質を捕集するためのフィルターで、煤やエンジンオイルに含まれている金属類を捕集する役割を果たしています。しかしながら、そのまま使い続けるとフィルターが目詰まりを起し機能が低下するため、車両から取り外して洗浄する必要があります。当社では、DPFを洗浄するための装置、洗浄剤、洗浄した際に排出される排水から不純物を凝集するための凝集剤を開発し、自社でのDPF洗浄に用いるほか、全国に点在する代理店に販売しております。

② DPINEマルチクリーナー（インジェクタークリーナー）

トラックに搭載されているディーゼルエンジンは燃料（軽油）が安定して供給されないと正常に働かないため、軽油には低温時に凝固しないための「低温流動性向上剤」が添加されています。一方で、この添加剤がインジェクター内部に堆積すると、燃費の悪化、煤の大量発生、エンジン停止等のトラブルの要因となり、インジェクターを交換せざるを得ず、高額な費用負担が発生してしまいます。当社が開発したDPINEマルチクリーナーは、燃料タンクに軽油の0.5%注入して走行するだけで、インジェクター内部に堆積したエステル系物質を溶解し取り除くためインジェクターの交換頻度が大幅に低減されます。トラブルを未然に防ぎ、顧客の経費削減に貢献できる商材として、自社の尿素水販売顧客及び全国に点在する代理店に販売しております。

③ Power-Dエンジンオイル、DPINEエンジンオイル、Perfection-Dエンジンオイル

トラックにおいて、修理を要するトラブル箇所のうち「ターボ」「インジェクター」「EGR」「DPF」「エアークリーナー」「エアバルブ」について調査したところ、蒸発したエンジンオイルに原因があることが判明しました。そこで当社では、コスモ石油ルブリカンツ株式会社と連携し、高い粘度指数と低温流動性を持ち、蒸発量を極力抑えたPower-Dエンジンオイルを開発しました。2026年1月には、後継品として従来品であるPower-Dエンジンオイルの性能を引き継ぎながらも価格を10%程度抑えたPerfection-Dエンジンオイルを開発しました。また、ベースオイルに合成油を用いたエンジンオイルとして、Power-Dエンジンオイルと同様の高い粘度指数と低温流動性を持ちながらも、蒸発量を更に抑えたDPINEエンジンオイルを開発しました。エンジンオイルとしては高額であるものの、トラブルを未然に防ぎ、トータルコストの削減とスムーズな運行に貢献できる商材として、自社の尿素水販売顧客及び全国に点在する代理店に販売しております。

その他、様々なメンテナンス商材により、他社との差別化を図り、尿素水の拡販に繋げております。

また、尿素SCR触媒の洗浄等に関する研究開発を推進しており、メンテナンス商材の充実を図っております。

当事業年度におけるメンテナンス商材販売部門の売上高は158,908千円であり、売上高の7.9%を占めております。また、当部門の売上総利益は34,896千円であり、売上総利益の10.5%を占めております。

【メンテナンス商材】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16	50.5	4.9	4,640

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の継続、原材料・エネルギー価格の高止まり、米中対立や緊迫化する中東情勢など地政学的リスクの高まり等の影響により、先行きは今後も不透明な状況にあります。

このような経済環境のもと、尿素（原料）の流通価格は、小幅な動きに止まり比較的安定価格にて推移しましたが足元では徐々に高騰する状況となっています。

こうした状況のもと、当社におきましては、尿素（原料）に関しては複数の仕入先をバランスよく活用し、安定供給体制を整え、流通価格動向に関する情報収集に努め、安価調達が可能な時期に備蓄分を含め提案することで取引量の拡大に繋げました。また、主力代理店を中心に、生産効率向上を目的としたプラント増設や改修需要に積極的に取り組み、代理店における製造原価の圧縮と製品価格競争力の強化支援を実行してまいりました。一方で、社員採用は人手不足の影響で退職者の補充に止まっておりますので、継続的に内部体制と営業力強化のために積極的な社員採用に取り組んでおります。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,001,730千円（前年同期比5.7%増加）、営業利益は101,654千円（前年同期比146.4%増加）、経常利益は101,228千円（前年同期比274.9%増加）、当期純利益は67,811千円（前年同期比236.2%増加）となりました。

なお、当社の報告セグメントは「尿素水関連事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は261,639千円（前年同期比91,940千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は117,645千円（前年同期は23,824千円の獲得）となりました。主な要因は、税引前当期純利益の計上101,228千円、減価償却費の計上10,182千円、契約負債の減少11,380千円、未払消費税等の増加10,530千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,454千円（前年同期は7,973千円の使用）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2,454千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は23,251千円（前年同期は23,934千円の使用）となりました。主な要因は、社債の償還による支出10,000千円、長期借入金の返済による支出9,192千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、尿素水関連事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	206,208	100.8
合計	206,208	100.8

(注) 1. 当社は、尿素水販売部門として尿素水の製造を行っております。
2. 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社は、需要予測に基づく見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
尿素水販売部門	433,592	102.2
尿素(原料)販売部門	1,250,699	104.0
消耗品販売部門	120,012	100.1
初期装置販売部門	38,517	1,409.0
メンテナンス商材販売部門	158,908	109.5
合計	2,001,730	105.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「社会に役立つ新しい価値の創造」を基本理念として、常識にとらわれない思考を基に、顧客第一主義を貫き、健全で恵み豊かな社会を構築し、現代及び次世代の人々が、より良い生活が享受できるよう努力するという企業理念の下、以下の「経営方針」を掲げております。

- ① 不当な儲け主義を廃し、顧客の満足を第一主義とする「顧客の創造」を行う。
- ② 製品の選択は利益の大小、量の多少にとらわれず、顧客の満足及び社会的に最も利用価値の高いものを提供する。
- ③ 大企業が行っている分野に追随するのではなく、大企業が取り組みがたい分野において独自の研究及び技術開発を行い、生産活動、販路の開拓、資材の獲得を協力会社と共に行う。
- ④ 売りは元であり、協力会社及び仕入先を大切に、相互扶助の精神を忘れない。
- ⑤ 従業員は厳選し、少人数を持って構成し、形式的階級制を避け、一切の秩序を実力本位、人格主義の上に置き、個人の能力を重視する。
- ⑥ 利益を上げ、社会に貢献する、利益を先に考えると事が汚くなる、利益は最善を尽くした後の精算と心得る。
- ⑦ 会社の余剰利益は、適切な方法によって株主及び全従業員に配分、特に、従業員の生活の安定を十分考慮・援助し、会社の仕事すなわち自己の仕事の観念を徹底させる。

(2) 経営戦略等

当社は、アドブルーの製造販売事業に留まらず、アドブルーに由来する問題の解決にも取り組み、ディーゼルエンジン車が抱える様々な問題を低減するメンテナンス商材の開発等による商品ラインナップの充実を実現し、他社との差別化を図ってまいります。

代理店によるアドブルーの製造販売事業をトータルのサポートし、アドブルー販売シェアの拡充を図ってまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

世界で最も厳しい基準を持つ我が国の排出ガス規制である新長期規制は、現在では更に強化されたポスト新長期規制へと移行しています。ディーゼルエンジン車への規制が厳しくなり、ガソリン車並みの規制（NOx・PMを新長期規制比40%～65%程度の削減義務）となっています。このことから、ディーゼルエンジン車はアドブルーの主要な消費先である尿素SCRシステム搭載車への移行が進んでおり、近年はアドブルー事業への参入企業も増加し、販売シェア拡充には企業信用力と価格競争力が必要となっております。

また、アドブルーの主原料である尿素は、輸入（国産尿素も主原料の天然ガスは輸入）に頼っており、中東やウクライナにおける紛争の長期化、米国の経済政策の転換、常態化する円安、エネルギー価格の高騰、主要調達国である中国の輸出規制など様々な世界情勢の変化により、物流量及び価格とも不安定であり、安価で高品質な原料尿素的の安定調達には、情報収集力と調達先との信頼関係強化が必要となっております。

このような環境下、当社は「社会に役立つ新しい価値の創造」を実現し、社会に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。そのために、当社では優先的に対処すべき課題は以下のように考えております。

① 人材の確保と育成

経営資源である人材は、当社の持続的な成長と企業価値の向上には必要不可欠なものと捉えております。継続的に優秀な人材を確保するために、労働環境の向上や福利厚生の実施を図りつつ、積極的な採用を行ってまいります。

人材育成については、定期的な社内研修の実施や教育制度の充実を努め、経営に参画できるような人材の育成を行ってまいります。

② 内部管理体制の強化

当社は、企業の社会的責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけております。そのためには、業績の正確な把握とその要因分析等の業務管理、リスクマネジメント、コンプライアンス管理が有効的に機能することが重要であると認識し、社内におけるコーポレート・ガバナンスの一層の充実と機能強化を図ってまいります。

③ 事業資金の安定確保

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、競合他社との差別化を図ることを目的とした新たな商品開発のための研究開発や、業務効率化のための設備投資を積極的に行ってまいります。これまでは、金融機関からの資金調達が主なものでしたが、今後はその手段を多様化することで、より一層安定した財務体質の構築に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 業績の季節的変動について

当社では、冬季になるとアドブルーの原材料である輸入尿素が、天然ガスや石炭の暖房需要により生産が限定的となり輸出制限が強化される影響等により調達価格が高騰することから、他の季節と比較し業績が低下する傾向にあります。国産尿素との併用により、アドブルーの原材料である尿素調達価格の平準化や、尿素の価格高騰の影響を受けないメンテナンス商材販売部門における提案商品の強化により、業績の季節的変動の低減を推進しております。

(2) 内燃機関搭載車市場について

当社は、尿素SCRシステムが間接温室効果ガスと呼ばれる大気汚染ガス（NO_x）を効果的に抑制できるようアドブルーの品質追求や環境に与える影響と対策について積極的に研究開発を行っておりますが、地球温暖化ガス削減に伴う各種規制の強化やカーボンニュートラルへの対応の前倒し等により、電気自動車等の普及が進み、内燃機関搭載車市場の縮小が生じる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 尿素調達数量と調達価格の変動について

当社は、アドブルーの原材料となる尿素を商社経由で仕入れておりますが、尿素生産国の生産調整、輸出規制等の貿易政策の影響により予定どおりの数量が調達予定時期に確保できない場合や、尿素生産国の貿易政策、天然ガスや石炭価格の高騰、国際物流の情勢等により尿素価格の高騰や為替レートが急激に変動し、尿素調達価格が不安定となる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国産尿素と輸入尿素について

当社は、アドブルーの原材料となる尿素について、カントリーリスクを認識し安定供給確保のため、国産尿素を中心に調達する方針であります。輸入尿素との価格差が拡大する場合には、輸入尿素を中心とする競合他社との価格競争力が低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) アドブルーの品質管理について

当社は、品質や安全に関する法的規制や社内規程及びマニュアルの遵守に努め、品質保証体制の強化を図っておりますが、販売する製品、商品の品質に異物混入、その他の欠陥が生じ多額のコストの発生や信用力が低下する場合には、製造物賠償責任保険にて全額補償される保証はなく、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合他社との受注競争の激化について

当社では、アドブルーの品質管理は勿論、アドブルーに由来する問題の解決にも取り組み、ディーゼルエンジン車が抱える様々な問題を低減するメンテナンス商材の開発等により、他社との差別化を図っておりますが、近年では、当社と同様にアドブルーを供給することができる新規参入企業が増加し受注競争は激化していることから、事業拡大やコスト削減など競合他社への対応が遅れた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定業界への依存について

当社は、アドブルー及びアドブルーに関する商材の提供をしておりますが、供給先はトラック・バス、建設機械、農業機械、船舶などディーゼルエンジンを使用する様々な業界へ拡大しており、収益の状況が特定の市場に依存するリスクは相対的に低いものと考えております。しかしながら、環境問題への取り組み指針の変化等によるアドブルー需要の低下が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 代理店契約について

当社では、全国に当社が推奨する品質レベルのアドブルーを供給するために、代理店契約を締結した取引先にノウハウを提供し、アドブルーの製造販売を担っていただき、必要な原料や資材の提供を行っております。しかしながら、代理店契約先の離脱などが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の仕入先への依存について

当社は、アドブルーの原材料となる尿素をリスク分散の観点から3社の商社経由で仕入れておりますが、国産尿素と輸入尿素の双方を取り扱う仕入先である阪和興業株式会社への依存度は高くなっております。同社は、当社の

株式を保有し資本関係があり取引関係も良好ではありますが、当該取引先の経営施策や取引方針の変更等により必要量の尿素が確保できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保・育成について

当社は、持続的な成長と様々な経営課題の克服のため、継続的に優秀な人材の確保及び育成が必要であると認識しており、積極的な採用活動を行っております。しかしながら、社会環境の変化等により必要な人材の確保が困難となった場合や人材育成が計画とおりに進捗しなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である猪野栄一は、経営方針や経営戦略の立案と決定において重要な役割を果たしております。当社では、人材の獲得及び育成、情報・知識・ノウハウの共有を図り組織体制の強化に努めることにより、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、不測の事態により同氏の当社における業務執行が困難となった場合には、当社の今後の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 小規模組織について

当社は取締役4名、監査役1名、従業員16名（2026年2月28日現在）と小規模組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。今後の事業拡大に伴い、業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当事業年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(14) 賃貸物件への依存について

当社が展開する事業所の全ては賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な事業展開を可能にするものであります。賃借人の事情により、差し入れている敷金・保証金の回収が不能となる場合や対象物件の継続使用が困難となる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) アドブルーライセンスについて

当社では、ドイツ自動車工業会（VDA）と締結したアドブルーライセンス契約に基づき自社製造した尿素水をアドブルーの商標で販売をしております。アドブルーライセンス有効性の要件である、商標使用の基本的な義務を順守し、3年毎に実施される品質監査への継続的な合格を満たすため、品質要件の充足には万全の管理体制を整えておりますが、不測の事態によりライセンス契約が終了した場合には、信用力の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報管理について

当社では、お取引先様データ及び取引状況などの営業データをサーバーに保有しランサムウェア対策も施すなどハード面のセキュリティ及びアクセス権限の設定等による運用面でのセキュリティ強化を図っておりますが、これらの対策にもかかわらず犯罪行為やシステム障害等により、情報の漏洩や流出が発生した場合には、損害賠償や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 訴訟について

当社は、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありませんが、当社が販売する商品に関して、瑕疵やクレーム等が発生し、これらを起因として訴訟に発展した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 当社社名使用の容認について

当社は、販売代理店契約を締結した一部の代理店に対して、資本関係はありませんが「オブティ〇〇」として、当社社名の使用を認め信用力を高めることで販売力強化を支援しております。該当の代理店に経営悪化や品質事故等の信用リスクが生じた場合、代理店契約が解消された場合には、当社の社会的信用が損なわれ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 法的規制について

当社は事業を営むうえで、化管法、消防法、産業廃棄物処理法、水質汚濁防止法、会社法、金融商品取引法、各種税法、独占禁止法、不正競争防止法、消費者保護法、個人情報保護法、労働法、最低賃金法、厚生年金保険法、労働安全衛生法など多くの法的規制の適用を受け遵守しております。今後、法令に抵触するような事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 自然災害、感染症について

地震、津波、その他大規模自然災害、火災等の事故災害や感染症の世界的流行（パンデミック）が発生した場合、当社の営業活動に支障が生じる可能性があります。発生時の損害の拡大を最小限におさえるべく、点検・訓練の実施、連絡体制の整備に努めておりますが、このような災害による物的・人的被害により、当社の事業戦略や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因によるサプライチェーンの寸断が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社は、当事業年度末現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に

準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面による報告を受けた日
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていることと乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当事業年度末時点において、J-Adviser契約の解除につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、ドイツ自動車工業会（VDA）とアドブルーライセンス契約を締結しております。

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約名	契約締結日	契約期間（注）	契約内容
当社	ドイツ自動車工業会（VDA）	ドイツ	アドブルー商標ライセンス契約	2016年5月18日	期限なし	登録商標「アドブルー」の使用許諾契約

（注）契約期間に制限はありませんが、本契約に基づく基本的な義務の履行及び3年毎に実施される品質監査への合格もライセンスの有効性の要件となっております。

6 【研究開発活動】

当社は、「社会に役立つ新しい価値の創造」を基本理念として、時代の変化に対応した高品質な商品を的確に提供すべく、積極的な研究開発活動を行っております。

当社の研究開発活動は、本社にて役員を中心に推進しており、国内の提携企業及び大学等研究機関とも連携・協力関係を保ちながら、尿素水関連業界にとって有意義な商品の研究開発を積極的に推進しています。当事業年度の研究開発費は5,972千円で、研究開発用の設備投資額は773千円となっております。

なお、当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は430,119千円で、前事業年度末に比べ81,140千円増加しております。主な変動要因は、現金及び預金が91,940千円増加した一方で、前渡金が8,134千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は33,956千円で、前事業年度末に比べ6,405千円減少しております。主な変動要因は、機械及び装置（純額）が2,467千円、リース資産（純額）が3,523千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は132,600千円で、前事業年度末に比べ22,258千円増加しております。主な変動要因は、未払法人税等が30,180千円、未払消費税等が10,530千円それぞれ増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金が7,190千円、契約負債が11,380千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は2,916千円で、前事業年度末に比べ15,335千円減少しております。主な変動要因は、社債が10,000千円、長期借入金が2,002千円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は328,559千円で、前事業年度末に比べ67,811千円増加しております。これは、当事業年度の当期純利益による利益剰余金が67,811千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度における設備投資等の総額は1,334千円であり、主に研究開発用のBDFクリーン製造装置とこれに伴う照明工事、福岡支店DPF洗浄装置であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社は、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物及び 建物附属設備	機械装置及び 運搬具	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (三重県三重郡川越町)	統括業務施設 研究開発設備	446	1,442	454	4,616	1,183	8,143	7
本社工場 (三重県四日市市)	尿素水製造 販売設備	3,796	2,979	475	—	—	7,251	3

(注) 本社及び本社工場の建物は賃借物件であり、その概要は以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (三重県三重郡川越町)	賃借建物	4,581
本社工場 (三重県四日市市)	賃借建物	8,568

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2026年5月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	565,400	234,600	234,600	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	800,000	565,400	234,600	234,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年1月31日	232,254	234,600	—	10,000	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	6	—	—	88	95	—
所有株式数(単元)	—	10	—	97	—	—	2,239	2,346	—
所有株式数の割合(%)	—	0.4	—	4.1	—	—	95.4	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
猪野 栄一	三重県四日市市	141,100	60.14
和田 真彦	神奈川県横浜市瀬谷区	8,800	3.75
小谷 まゆみ	三重県鈴鹿市	5,000	2.13
阪和興業株式会社	東京都中央区築地1丁目13番1号	5,000	2.13
中村 勝典	東京都世田谷区	4,000	1.71
山田 信治	東京都江戸川区	3,700	1.58
アイトス株式会社	大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目4-8	3,000	1.28
中野 穰二	茨城県牛久市	3,000	1.28
大澤 正巳	神奈川県厚木市	2,700	1.15
横山 渉	神奈川県横浜市神奈川区	2,400	1.02
計	—	178,700	76.17

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 234,600	2,346	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	234,600	—	—
総株主の議決権	—	2,346	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、株主総会です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針に則り総合的に判断した結果、内部留保の充実に重点を置くことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当は実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開資金等に充当してまいります。

今後の剰余金の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期
決算年月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
最高(円)	—	1,186	1,186
最低(円)	—	1,186	1,186

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 当社株式は、2024年3月27日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年9月から2026年2月については、売買実績はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性5名、女性一名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	猪野 栄一	1959年6月23日	1982年4月 1986年9月	本田技研工業株式会社 入社 当社設立 当社代表取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	141,100
専務取締役	管理部長	河野 真二	1966年8月26日	1985年4月 2006年3月 2014年9月 2015年3月 2015年5月 2016年2月 2021年5月 2022年7月	株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 入社 兼光水産株式会社 入社 当社 入社 当社 管理部長就任（現任） 当社 取締役就任 当社 取締役辞任 当社 取締役就任 当社 専務取締役就任（現任）	(注) 3	(注) 5	-
取締役	事業本部長	春日井 徹	1968年2月15日	1990年4月 2001年7月 2023年4月 2024年5月 2024年11月	日本電気株式会社 入社 共立機巧株式会社 入社 当社 入社 当社 取締役就任（現任） 当社 事業本部長就任（現任）	(注) 3	(注) 5	1,000
取締役	-	三浦 伸太郎	1979年6月17日	2005年11月 2014年4月 2019年4月 2020年7月 2022年5月 2025年4月	あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人） 入所 三浦伸太郎公認会計士事務所開設 所長（現任） UHY東京監査法人 入所 ブリッジコンサルティンググループ株式会社 入社 当社 社外取締役就任（現任） VALX株式会社 入社（現任）	(注) 3	(注) 5	-
監査役	-	中村 勝典	1956年6月4日	1983年2月 1987年4月 2004年8月 2012年10月 2017年6月 2021年5月 2024年6月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現：有限責任監査法人トーマツ） 入所 中村勝典税理士事務所開設 所長（現任） シティア公認会計士共同事務所開設 所長（現任） 株式会社はてな 社外監査役就任（現任） 株式会社ジェノメンブレン 社外監査役就任（現任） 当社 監査役就任（現任） 一般財団法人藤本育英財団 監事就任（現任）	(注) 4	(注) 5	4,000
計								146,100

- (注) 1. 取締役三浦伸太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役中村勝典氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2025年5月29日開催の2025年2月期に係る定時株主総会の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、2024年1月29日開催の臨時株主総会の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 2026年2月期における役員報酬の総額は、53,250千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要課題と位置づけ、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に努めております。株主をはじめとするステークホルダーに対して、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制

1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は取締役会規程に準拠して運営され、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、監査役出席のもと、法令及び定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項について、審議・決定しております。また、取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、法令・定款に従い監査方針を定めております。取締役会への出席、取締役からの職務執行状況の報告、重要書類の閲覧、重要財産の調査、各事業所の実地調査等により、経営への監視機能を果たしております。また、内部監査室や監査法人とも定期的な情報・意見交換を行い、監査の有効性を高めております。

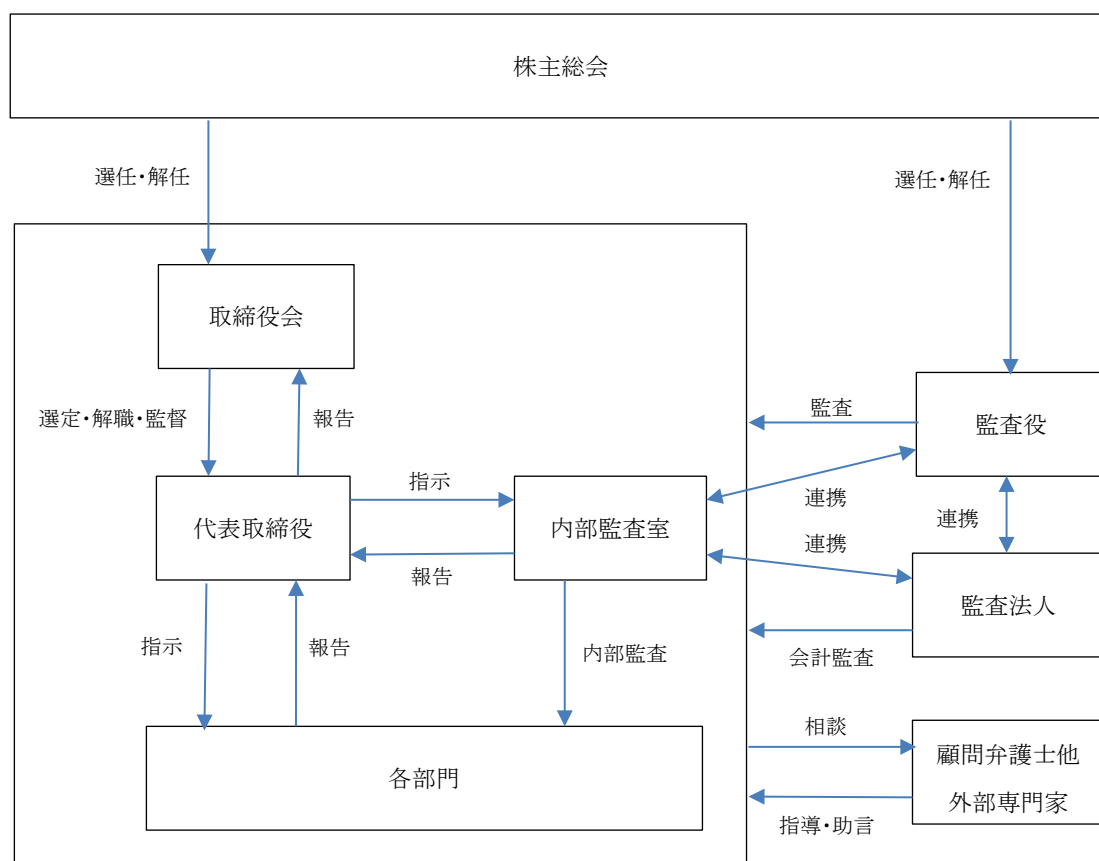
3) 内部監査

当社は、代表取締役の指示により、法令を遵守し社内規程及びマニュアルに従って効率的に業務が遂行されているかを検証・評価し助言することで業務改善を図るため、全ての部門及び支店を対象に、相互牽制の体制を維持しつつ内部監査室が内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては、監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査となるよう留意しております。監査内容、監査結果及び改善状況については、代表取締役及び取締役会に随時報告されております。

4) 会計監査

当社は五十鈴監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年2月期において監査を執行した公認会計士は西野賢也氏、高士雄次氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。社外役員は経営に対する監視・監督機能の強化及び、透明性の高い経営の確保に寄与しております。社外取締役の三浦伸太郎氏は、公認会計士として三浦伸太郎公認会計士事務所を開業しており、客観的・専門的な視点から当社のコーポレート・ガバナンス体制の充実に向けた助言・提言を行っております。社外監査役の中村勝典氏は、税理士として中村勝典税理士事務所を開業し、また、他に2社の社外監査役を兼務するなど、職歴を通じた豊富な経験と高い見識・専門性を当社の監査体制の強化に活かしております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	47,850	47,850	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	5,400	5,400	—	—	2

(注) 役員の報酬につきましては、取締役の報酬は、2022年5月31日開催の第36回定時株主総会において、報酬限度額を年額150,000千円以内とすることが決議されております。また、監査役の報酬は、2014年5月31日開催の第28回定時株主総会において、報酬限度額を年額6,000千円以内とすることが決議されております。

- ⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
 支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。
- ⑧ 取締役及び監査役の定数
 当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑨ 取締役の選任決議要件
 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑩ 株主総会の特別決議要件
 当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
- ⑪ 自己の株式の取得
 当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。
- ⑫ 取締役及び監査役の責任免除
 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。
- ⑬ 中間配当に関する事項
 当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- ⑭ 株式の保有状況
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）の財務諸表について、五十鈴監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	169,699	261,639
売掛金	76,203	74,481
商品及び製品	21,992	24,322
原材料及び貯蔵品	23,660	20,181
前渡金	55,362	47,227
前払費用	2,439	2,610
貸倒引当金	△379	△343
流動資産合計	348,979	430,119
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,200	1,200
減価償却累計額	△1,199	△1,199
建物(純額)	0	0
建物附属設備	6,828	6,953
減価償却累計額	△1,371	△1,863
建物附属設備(純額)	5,456	5,089
機械及び装置	38,186	39,396
減価償却累計額	△26,851	△30,528
機械及び装置(純額)	11,334	8,867
車両運搬具	24,395	24,395
減価償却累計額	△22,407	△23,439
車両運搬具(純額)	1,987	955
工具、器具及び備品	7,036	7,036
減価償却累計額	△4,572	△5,606
工具、器具及び備品(純額)	2,463	1,429
リース資産	17,616	17,616
減価償却累計額	△9,013	△12,536
リース資産(純額)	8,602	5,079
有形固定資産合計	29,845	21,421
無形固定資産		
電話加入権	370	370
ソフトウェア	1,607	1,183
無形固定資産合計	1,978	1,553
投資その他の資産		
投資有価証券	290	290
敷金及び保証金	2,850	2,850

長期未収入金	788	832
繰延税金資産	5,040	7,649
その他	357	190
貸倒引当金	△788	△832
投資その他の資産合計	8,538	10,980
固定資産合計	40,361	33,956
資産合計	389,341	464,075

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,921	26,998
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	9,192	2,002
リース債務	4,059	3,333
未払金	5,829	4,483
未払費用	5,767	6,524
未払法人税等	2,332	32,512
未払消費税等	2,402	12,933
契約負債	38,812	27,432
預り金	1,344	2,489
賞与引当金	3,680	3,890
流動負債合計	110,341	132,600
固定負債		
社債	10,000	—
長期借入金	2,002	—
リース債務	6,249	2,916
固定負債合計	18,251	2,916
負債合計	128,593	135,516
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	250,747	318,559
利益剰余金合計	250,747	318,559
株主資本合計	260,747	328,559
純資産合計	260,747	328,559
負債純資産合計	389,341	464,075

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2024年3月1日 2025年2月28日)	(自 至	2025年3月1日 2026年2月28日)
売上高		1,894,175		2,001,730
売上原価		1,610,964		1,670,830
売上総利益		283,210		330,900
販売費及び一般管理費	※1 ※2	241,959	※1 ※2	229,245
営業利益		41,251		101,654
営業外収益				
受取利息		84		392
償却債権取立益		2		—
還付加算金		14		—
雑収入		27		2
営業外収益合計		129		394
営業外費用				
支払利息		929		531
社債利息		53		30
支払保証料		232		132
上場関連費用		13,000		—
雑損失		165		126
営業外費用合計		14,380		820
経常利益		27,001		101,228
特別損失				
固定資産除却損	※3	214		—
特別損失合計		214		—
税引前当期純利益		26,786		101,228
法人税、住民税及び事業税		6,943		36,026
法人税等調整額		△325		△2,609
法人税等合計		6,617		33,416
当期純利益		20,169		67,811

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)			
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)		
I 商品売上原価						
期首商品棚卸高	15,143		13,648			
当期商品仕入高	1,405,128		1,466,951			
合計	1,420,271		1,480,599			
期末商品棚卸高	13,648		14,900			
他勘定振替高 (※1)	219		—			
商品売上原価	1,406,403	1,406,403	87.3	1,465,699	1,465,699	87.7
II 製品売上原価						
1 材料費	154,754		156,832			
2 労務費	24,385		22,997			
3 経費 (※2)	25,411		26,378			
当期製品製造原価	204,551		206,208			
期首製品棚卸高	8,354		8,343			
合計	212,905		214,552			
期末製品棚卸高	8,343		9,421			
製品売上原価	204,561	204,561	12.7	205,130	205,130	12.3
売上原価		1,610,964	100.0		1,670,830	100.0

(※1) 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
機械及び装置	219	—

(※2) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注費	4,908	6,519
地代家賃	4,946	5,354
修繕費	4,036	4,176
消耗品費	3,243	1,129
荷造運搬費	1,963	2,235
減価償却費	2,727	2,742

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

② 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	230,578	230,578	240,578	240,578
当期変動額					
当期純利益		20,169	20,169	20,169	20,169
当期変動額合計	—	20,169	20,169	20,169	20,169
当期末残高	10,000	250,747	250,747	260,747	260,747

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	10,000	250,747	250,747	260,747	260,747
当期変動額					
当期純利益		67,811	67,811	67,811	67,811
当期変動額合計	—	67,811	67,811	67,811	67,811
当期末残高	10,000	318,559	318,559	328,559	328,559

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2024年3月1日	(自	2025年3月1日
	至	2025年2月28日)	至	2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		26,786		101,228
減価償却費		10,685		10,182
貸倒引当金の増減額(△は減少)		282		△36
賞与引当金の増減額(△は減少)		660		210
受取利息		△84		△392
支払利息及び社債利息		982		561
固定資産除却損		214		—
売上債権の増減額(△は増加)		△10,299		1,722
棚卸資産の増減額(△は増加)		△10,767		1,149
仕入債務の増減額(△は減少)		9,936		77
前渡金の増減額(△は増加)		△18,045		8,134
契約負債の増減額(△は減少)		21,070		△11,380
未払消費税等の増減額(△は減少)		△3,182		10,530
その他の資産の増減額(△は増加)		△586		△3
その他の負債の増減額(△は減少)		△694		1,688
小計		26,958		123,674
利息の受取額		84		392
利息の支払額		△996		△574
法人税等の還付額		2,389		—
法人税等の支払額		△4,611		△5,845
営業活動によるキャッシュ・フロー		23,824		117,645
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△5,458		△2,454
無形固定資産の取得による支出		△1,465		—
敷金及び保証金の差入による支出		△1,050		—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△7,973		△2,454
財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		△9,192		△9,192
割賦債務の返済による支出		△914		—
リース債務の返済による支出		△3,828		△4,059
社債の償還による支出		△10,000		△10,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		△23,934		△23,251
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△8,083		91,940
現金及び現金同等物の期首残高		177,783		169,699
現金及び現金同等物の期末残高	※1	169,699	※1	261,639

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
建物附属設備	5年～15年
機械及び装置	2年～8年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に代理店向けに尿素水の原料となる尿素やメンテナンス商材等の販売、尿素水の製造・販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、一部の商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 概要適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の運用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.6%、当事業年度28.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.4%、当事業年度72.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	55,750千円	53,250千円
給料手当	50,991千円	46,783千円
賞与引当金繰入額	2,765千円	2,838千円
貸倒引当金繰入額	1,071千円	106千円
減価償却費	7,957千円	7,440千円

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
研究開発費	6,415千円	5,972千円

※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
建物附属設備	214千円	－千円
機械及び装置	0千円	－千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	234,600	—	—	234,600
合計	234,600	—	—	234,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	234,600	—	—	234,600
合計	234,600	—	—	234,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	169,699千円	261,639千円
現金及び現金同等物	169,699千円	261,639千円

2. 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 配送用車両(車両運搬具)及び本社におけるバックアップ装置(工具、器具及び備品)並びに研究開発用の燃焼排ガス及びポータブルガス分析計(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 配送用車両(車両運搬具)及び本社におけるバックアップ装置(工具、器具及び備品)並びに研究開発用の燃焼排ガス及びポータブルガス分析計(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入、社債の発行及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との円滑な営業推進のために保有しておりますが、非上場株式のため取引先企業の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金はその全てが1ヶ月以内の支払期日であります。社債、借入金及びリース債務は、主に運転資金とすることを目的として調達したものであり、償還日及び返済期日は決算日後、最長で2年5ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、市場金利等の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金、未払金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	20,000	19,918	△81
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	11,194	11,193	△0
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	10,309	10,298	△10
負債計	41,503	41,411	△92

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度（千円）
非上場株式	290

当事業年度（2026年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	10,000	10,000	-
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,002	2,002	-
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	6,249	6,235	△13
負債計	18,251	18,237	△13

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「契約負債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等で当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	290

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	169,699	-	-	-
売掛金	76,203	-	-	-
合計	245,903	-	-	-

当事業年度 (2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,639	-	-	-
売掛金	74,481	-	-	-
合計	336,120	-	-	-

(注2) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	10,000	-	-	-	-
長期借入金	9,192	2,002	-	-	-	-
リース債務	4,059	3,333	2,099	816	-	-
合計	23,251	15,335	2,099	816	-	-

当事業年度 (2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	10,000	-	-	-	-	-
長期借入金	2,002	-	-	-	-	-
リース債務	3,333	2,099	816	-	-	-
合計	15,335	2,099	816	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025年2月28日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	—	19,918	—	19,918
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	11,193	—	11,193
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	10,298	—	10,298
負債計	—	41,411	—	41,411

当事業年度 (2026年2月28日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債 (1年内償還予定を含む)	—	10,000	—	10,000
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	2,002	—	2,002
(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	6,235	—	6,235
負債計	—	18,237	—	18,237

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 社債 (1年内償還予定を含む)

社債の元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)

変動金利分に関しては、短期間での市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、長期借入金の元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) リース債務 (1年内返済予定を含む)

リース債務の元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2025年2月28日）

非上場株式（貸借対照表計上額290千円）については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

当事業年度（2026年2月28日）

非上場株式（貸借対照表計上額290千円）については、市場価格のない株式等のため記載しておりません。

2. 保有目的を変更した有価証券

前事業年度（2025年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年2月28日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（2025年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年2月28日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	260	2,808
長期前払費用償却超過額	164	—
減価償却超過額	115	73
賞与引当金	1,235	1,306
未払賞与に係る社会保険料	185	193
貯蔵品否認額	2,962	2,782
貸倒引当金限度超過額	115	485
特許権	335	335
繰延税金資産小計	5,376	7,985
評価性引当額	△335	△335
繰延税金資産合計	5,040	7,649

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	33.58%	33.58%
(調整)		
住民税均等割額	1.50%	0.40%
租税特別措置法上の税額控除	△7.72%	△0.61%
中小企業軽減税率	△2.45%	△0.65%
その他	△0.21%	0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.70%	33.01%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度（2025年2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年2月28日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位: 千円)

	尿素水販売	尿素 (原料) 販売	消耗品販売	初期装置販売	メンテナンス商材販売	合計
顧客との契約から生じる収益	424,286	1,202,222	119,843	2,733	145,089	1,894,175
外部顧客への売上高	424,286	1,202,222	119,843	2,733	145,089	1,894,175

当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位: 千円)

	尿素水販売	尿素 (原料) 販売	消耗品販売	初期装置販売	メンテナンス商材販売	合計
顧客との契約から生じる収益	433,592	1,250,699	120,012	38,517	158,908	2,001,730
外部顧客への売上高	433,592	1,250,699	120,012	38,517	158,908	2,001,730

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位: 千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	65,904	76,203
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	76,203	74,481
契約負債 (期首残高)	17,742	38,812
契約負債 (期末残高)	38,812	27,432

契約負債は、主に、尿素 (原料) 販売において、顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17,742千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、38,812千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、尿素水関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ス商材販売	合計
外部顧客への売上高	424,286	1,202,222	119,843	2,733	145,089	1,894,175

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	尿素水販売	尿素(原料) 販売	消耗品販売	初期装置 販売	メンテナ ス商材販売	合計
外部顧客への売上高	433,592	1,250,699	120,012	38,517	158,908	2,001,730

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	1,111円46銭	1,400円51銭
1株当たり当期純利益	85円97銭	289円05銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	260,747	328,559
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	260,747	328,559
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	234,600	234,600

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	20,169	67,811
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	20,169	67,811
普通株式の期中平均株式数(株)	234,600	234,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,200	—	—	1,200	1,199	—	0
建物附属設備	6,828	124	—	6,953	1,863	491	5,089
機械及び装置	38,186	1,209	—	39,396	30,528	3,677	8,867
車両運搬具	24,395	—	—	24,395	23,439	1,031	955
工具、器具及び備品	7,036	—	—	7,036	5,606	1,034	1,429
リース資産	17,616	—	—	17,616	12,536	3,523	5,079
有形固定資産計	95,262	1,334	—	96,597	75,175	9,758	21,421
無形固定資産							
電話加入権	370	—	—	370	—	—	370
ソフトウェア	2,122	—	—	2,122	939	424	1,183
無形固定資産計	2,492	—	—	2,492	939	424	1,553
長期前払費用	848	—	—	848	657	184	190

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回 無担保社債	2021年9月27日	20,000	10,000 (10,000)	0.23	なし	2026年9月25日

(注) 1. ()は1年内償還予定の金額であります。

2. 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	9,192	2,002	2.22	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,059	3,333	1.79	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,002	—	—	2026年3月～ 2026年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	6,249	2,916	1.78	2026年3月～ 2028年7月
合計	21,503	8,251	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	2,099	816	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,167	486	99	379	1,175
賞与引当金	3,680	3,890	3,680	—	3,890

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	97
預金	
当座預金	1,459
普通預金	260,082
小計	261,542
合計	261,639

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
プロトン技研株式会社	3,537
有限会社雄翔	2,588
株式会社ラインシステム	2,183
株式会社桔梗	1,993
滋賀自動車工業株式会社	1,913
その他	62,264
合計	74,481

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
76,203	840,757	842,480	74,481	91.9	32

③ 商品及び製品

区分	金額 (千円)
商品	
尿素水製造及び検査機器	6,878
メンテナンス商材	7,611
その他	410
小計	14,900
製品 (尿素水)	9,421
合計	24,322

④ 原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料 (尿素)	17,677
貯蔵品 (梱包資材他)	2,504
合計	20,181

⑤ 前渡金

相手先	金額 (千円)
阪和興業株式会社	35,875
住友商事株式会社	10,362
クラレトレーディング株式会社	990
合計	47,227

2 流動負債

① 買掛金

相手先	金額 (千円)
阪和興業株式会社	5,500
共同印刷株式会社	2,784
株式会社ヤナギサワ	1,784
株式会社東海テクノ	1,624
有限会社富士クラッチ工業所	1,555
その他	13,749
合計	26,998

② 契約負債

相手先	金額 (千円)
株式会社堀江商店	10,120
株式会社エコソーライト岡山	2,802
有限会社能條商店	2,653
総合産業株式会社	2,560
株式会社RPH	2,156
その他	7,139
合計	27,432

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://opty.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社オプティ
取締役会 御中

五十鈴監査法人

桑名事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 西野賢也

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高士雄次

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オプティの2025年3月1日から2026年2月28日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上